

## 事業継続計画（BCP）について

### 1. BCPとは

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと。

内閣府「事業継続ガイドライン—あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応（平成25年8月改定）」

### 2. BCPの作成の意義

- ・ 自然災害や新型コロナウイルス等感染症などが発生すると、以下のような状況に陥り、通常の事業実施が困難または、事業を中断せざるを得ない事態が想定される。  
（自然災害） → ライフラインの寸断、設備の被害 等  
（感染症） → 職員の感染や濃厚接触による出勤困難で職員確保が困難 等
- ・ 障害福祉サービス事業所などの社会福祉施設等においては、障害者や家族の生活に欠かせないサービスを提供していることから、災害等が発生した場合でも、できる限り業務を中断させないように、また、中断した場合でも早期に通常業務を再開することが求められます。
- ・ そのためには、平時から準備・検討しておくべきことや、発生時の対応などをまとめたBCP（業務継続計画）の作成が重要です。

### 3. 事業者（全サービス対象）が講じるべき措置

※令和6年3月まで努力義務

#### ① BCPの作成

令和6年3月までの経過措置となっているが、上記の通り、障害福祉サービス事業者が提供するサービスは、現に利用する利用者・家族にとって必要不可欠であることから、早期に作成することが望ましい。BCPに盛り込むべき事項については以下の通り。

#### 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

【資料⑦】事業継続計画について

**災害に係る業務継続計画**

- a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- c 他施設及び地域との連携

作成にあたっては、当資料「4. BCPの作成ガイドライン等について」参照。

② 従業員への周知徹底

作成した場合は、従業員に周知徹底を図ること。

③ 研修の実施

- ・ 研修等を通じて、平常時及び緊急時の対応に関して事業所内で情報共有してください。
- ・ BCPに関する研修を定期的（少なくとも年1回以上）実施するとともに新規採用時には定期研修とは別に実施してください。
- ・ 当該研修については記録に残してください。

④ BCPに関する訓練の実施

- ・ 感染症や災害が発生した際に、迅速に対応できるよう実践に関する演習実施してください。
- ・ 訓練は年に1回以上実施
- ・ 訓練方法は、実地に演習の他机上になる方法も可。

4. BCPの作成ガイドライン等について

BCPの作成にあたって、厚生労働省がガイドラインやひな形、研修動画をホームページに掲載していますので、活用してください。

① 自然災害に係るガイドライン・ひな形

厚労省 HP「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_17517.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html)

② 感染症に係るガイドライン・ひな形

厚労省 HP「感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

【資料⑦】事業継続計画について

③ 作成に関する研修動画

厚労省 HP「障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_kourei\\_sha/douga\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/douga_00003.html)

【参考】

- ・ 内閣府「事業継続ガイドライン—あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応（平成25年8月改定）」
- ・ 「社会福祉施設等におけるBCPの有用性に関する調査研究事業」（令和2年3月MS&ADインターリスク総研株式会社）
- ・ 「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」（令和2年12月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 令和2年12月）

以上